

○山鹿市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例

平成17年9月27日

条例第229号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第4項の規定に基づき、本市の公の施設の管理を行わせる同条第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(令2条例4・一部改正)

(公募)

第2条 市長は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示して、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）を公募するものとする。

- (1) 公の施設の概要
- (2) 管理の基準及び業務の内容
- (3) 指定管理者を指定して管理を行わせる期間
- (4) 選定の基準
- (5) 申請資格
- (6) 申請受付期間
- (7) その他市長が別に定める事項

(令2条例4・一部改正)

(指定管理者の指定の申請)

第3条 指定管理者の指定を受けようとする法人等は、前条第6号の申請受付期間内に事業計画書その他の規則で定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

(令2条例4・一部改正)

(指定管理候補者の選定)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準に照らし、最も適当と認めるものを指定管理者の候補者（以下「指定管理候補者」という。）として選定するものとする。

- (1) 公の施設の運営が住民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を最大限に発揮させるものであるとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有するものであること。
- (4) その他市長が当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項

(令2条例4・一部改正)

(選定の特例)

第4条の2 市長は、公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、その設置目的を効率的かつ効果的に達成するため特に必要があると認めるときは、第2条及び第3条の規定による手続によらず、指定管理候補者を選定することができる。同条の規定による申請がな

かった場合又は前条の規定による選定の結果、指定管理候補者となるべきものがなかった場合も、同様とする。

- 2 前項の規定による指定管理候補者の選定に当たっては、市長は、事業計画書その他の規則で定める書類の提出を求め、前条各号に照らして総合的に判断するものとする。

(令2条例4・追加)

(指定管理者の指定の手続)

第4条の3 市長は、第4条又は前条の規定により選定した指定管理候補者を議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

- 2 市長は、指定管理者を指定したときは、その旨を告示するものとする。

(令2条例4・追加)

(協定の締結)

第4条の4 指定管理者の指定を受けた団体は、あらかじめ、市長と公の施設の管理に関する協定を締結しなければならない。

- 2 前項の協定で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書に記載された事項
- (2) 市が支払うべき管理の業務に係る費用に関する事項
- (3) 管理を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が別に定める事項

(令2条例4・追加)

(事業報告書の作成及び提出)

第5条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、その管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第7条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 使用料又は利用に係る料金の収入の実績
- (3) 管理に係る経費の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理の実態を把握するために必要なものとして市長が定める事項

(令2条例4・一部改正)

(業務報告の聴取等)

第6条 市長は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し、定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第7条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により、当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市長は、その賠償の責めを負わない。

3 市長は、第1項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示するものとする。

(令2条例4・一部改正)

(原状回復の義務)

第8条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった公の施設の当該施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償の義務)

第9条 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する公の施設の当該施設又は設備を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(秘密保持の義務)

第10条 指定管理者又はその管理する公の施設の業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、当該公の施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(教育委員会所管の公の施設への適用)

第11条 この条例を教育委員会が所管する公の施設に適用する場合においては、第2条から第8条までの規定中「市長」とあるのは「教育委員会」と、第3条、第4条の2第2項及び次条の規定中「規則」とあるのは「教育委員会規則」とする。

2 前項の規定は、第4条の4第1項の規定により締結する協定に定める事項のうち、同条第2項第2号に掲げる事項については、適用しない。

(令2条例4・一部改正)

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月17日条例第4号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。